国による地方公務員給与削減要請に対する意見書

本来、地方公務員給与については、条例により地方が自主的に決定すべきものであ り、国と地方はお互いに信頼し合い、連携して、それぞれの責務を担って国民・住民 の安全・安心のための施策を実施する仕組みとなっている。

しかし、今般国は、地方自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行政努力を考慮せず、ラスパイレス指数の単年比較のみで、その引下げを要請したことは、地方分権を進める国の方針を大きく逸脱するものであり、誠に遺憾である。

加えて、国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、地方の財政自主権に干渉するものであり、到底容認できるものではない。

国会における地方交付税法の審議に際して、「地方公務員給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自らが決定するものであることを基本として対処すること」とした決議がなされたことは、国会の良識が示されたものであり、これを重く受け止めるべきである。

よって、国においては、今後、地方公務員の給与、地方行財政のあり方等の重要な 課題については、地方との十分な議論を経ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 18 日

衆 議 院 議 長 様 参 議 院 議 長 様 様 内 閣 総 理 大 臣 様 総 務 大 臣 様 財 務 大 臣 様

福岡県大野城市議会議長 関 岡 俊 実